

大井川水系河川整備基本方針（案）の骨子

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川の概要

(概要)

- ・ 水源から河口までの概要
- ・ 幹線流路延長、流域面積、流域の土地利用
- ・ 流域内には、我が国の根幹をなす交通網の拠点があり、沿川には工場が進出
- ・ 貴重な史跡が存在
- ・ 流域の地質、年間降水量

(流域の自然環境)

- ・ 源流にはヤマトイワナ等の魚類やヤマセミ、カワガラス等の鳥類が生息、支川の源流にはアカイシサンショウウオ等が生息
- ・ 中流域の瀬や淵にはアマゴやアユ等の魚類、砂礫の河原にはセグロセキレイ等の鳥類が生息
- ・ 下流域にはアユやシマドジョウ等の魚類や、砂礫河原に続く水辺にはコサギ、イカルチドリ、セグロセキレイ等の鳥類が、ワンドにはニホンアカガエル等の両生類が生息
- ・ 河口部はアユ等の回遊性魚類の遡上経路。河口砂州はコアジサシの繁殖地となっているほか、シギ類、サギ類の渡りの中継地

(水害の歴史と治水事業の沿革)

- ・ 天正18年(1590年)に牛尾山付近の本流を締め切り、新川を牛尾山東側に開削し、現在の大井川本川の川筋が概ね形成
- ・ 明治31年8月に全国で最初に直轄工事による高水工事を実施
- ・ 昭和33年に河口から24.4kmの区間が直轄に編入、計画高水流量を決定(神座地点 計画高水流量6,000m³/s)
- ・ 昭和38年に計画を踏襲して総体計画を策定

- ・ 昭和43年に工事実施基本計画を策定
- ・ 昭和40年9月洪水、44年8月洪水等の出水に鑑み、昭和49年に工事実施基本計画を改定

(神座地点 基本高水流量11,500m³/s、計画高水流量9,500m³/s)

- ・ 昭和52年に本体工事に着手した長島ダムが平成14年3月に完成
- ・ 昭和30年代からに行われた砂利採取等の影響により河床が低下し、河川管理施設等に影響が現れたため、平成12年4月より直轄管理区間の砂利採取を終了

(河川水の利用)

- ・ 急峻な地形を利用した水力発電開発により、県下最大の発電地域として総最大出力68万KWを供給
- ・ 志太、榛原、東遠、中遠の13,000haを超える水田、畑地の農業用水として利用のほか、水道用水、工業用水にも利用

(水質)

- ・ 水質については昭和40年代後半まではパルプ工場の排水による影響で悪化していたが、水質汚濁防止法による排水規制等により改善
- ・ 近年は、本川の環境基準点におけるBOD75%値は環境基準値を概ね満足

(河川の利用)

- ・ 上流部は南アルプス登山の玄関口として多くの人が利用
- ・ 長島ダム周辺にはキャンプ場や公園が整備され、散策や釣り等に利用
- ・ 下流部では高水敷利用が盛ん。多目的河川敷道路として整備されたマラソンコースは地域住民をはじめ、県外からも数多くの人々が利用

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(治水、利水、環境の総合的な方針)

- ・ 治水、利水、環境に関わる施策を総合的に展開
- ・ 水源から河口まで一貫した計画
- ・ 段階的な整備を進めるにあたっての目標を明確にして実施
- ・ 健全な水循環系の構築を図るため、流域一体となって取り組む

- ・ 河川の有する多面的機能を十分発揮できるよう維持管理を適切に行う
- ・ 総合的な土砂管理の観点から、土砂移動に関する調査研究に取り組むとともに、安定した河道の維持に努める

ア. 災害の発生の防止又は軽減

(流域全体の河川整備の方針)

- ・ 流域内の洪水調節施設により洪水調節を実施、その際、既存施設の有効活用等を図る。
- ・ 大井川の自然環境に配慮しながら、河道掘削、堤防の強化、護岸等を施工し、計画規模の洪水を安全に流下させる

(河川管理施設の管理、ソフト対策等)

- ・ 河川管理施設の機能を確保するため、巡視、点検をきめ細やかに行い、河川管理施設及び河道の状況を的確に把握する。
- ・ 河川空間監視カメラ等による施設管理の高度化、効率化を図る
- ・ 河道内樹木については、樹木の阻害による洪水位への影響を十分把握し、河川環境の保全に配慮しつつ、計画的な伐採等適正な管理を実施
- ・ 地震による津波への対応等の地震防災を図るため、堤防の耐震対策等を講じる
- ・ 超過洪水等に対する被害の軽減対策を実施
- ・ 情報伝達体制及び警戒避難体制の充実等の総合的な被害軽減対策を関係機関や地域住民等と連携して推進
- ・ 災害時のみならず平常時からの防災意識の向上
- ・ 本支川及び上下流バランスを考慮し、水系一貫した河川整備を行う

イ. 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

(河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持)

- ・ 関係機関と連携して、水利用の合理化を促進するなど、都市用水及び農業用水の安定供給や流水の正常な機能を維持するため必要な流量の確保に努める
- ・ 渇水等の発生時の被害を最小限に抑えるため、情報提供、情報伝達体

制の整備、水融通の円滑化等を関係機関等と連携して推進

- ・ 減水区間の解消に向けた方策についての検討を進めていく

ウ. 河川環境の整備と保全

(河川環境の整備と保全の全体的な方針)

- ・ 良好な自然環境と河川景観を保全し、豊かな自然環境を次世代に引き継ぐよう努める
- ・ 河川環境管理等の目標を定め、地域住民や関係機関と連携しながら地域づくりにも資する川づくりを推進

(動植物の生息地、生育地の保全)

- ・ 大井川の特徴を踏まえ、多様な動植物の生息・生育環境の保全に努める

(良好な景観の維持、形成)

- ・ 治水との整合を図りつつ、上流域の山間渓谷美等の河川景観の保全に努める
- ・ 沿川市街地における憩いの場である水辺の景観の維持・形成に努める

(人と河川との豊かなふれあいの確保)

- ・ 環境教育の場及び古来からの歴史と文化を感じさせる空間として、自然環境との調和を図りつつ、適正な河川の利用を図り、人と川との関係の再構築に努める

(水質)

- ・ 下水道等の関連事業や関係機関との連携・調整、地域住民との連携を図りながら、良好な水質を保全
- ・ 既設ダムにおいて、関係機関と連携・調整を図り、白濁化対策を進める

(河川敷地の占用及び工作物の設置、管理)

- ・ 動植物の生息・生育環境の保全、景観の保全に十分配慮する
- ・ 河川敷地の多様な利用が適正に行われるよう、治水・利水・河川環境との調和を図る

(モニタリング)

- 環境に関する情報収集やモニタリングを適切に行い、河川整備や維持管理に反映

(地域の魅力と活力を引き出す河川管理)

- 河川に関する情報を流域住民と幅広く共有し、防災学習、河川利用に関する安全教育、環境教育等の充実、住民参加による河川清掃、河川愛護活動等を推進

2. 河川の整備の基本となるべき事項

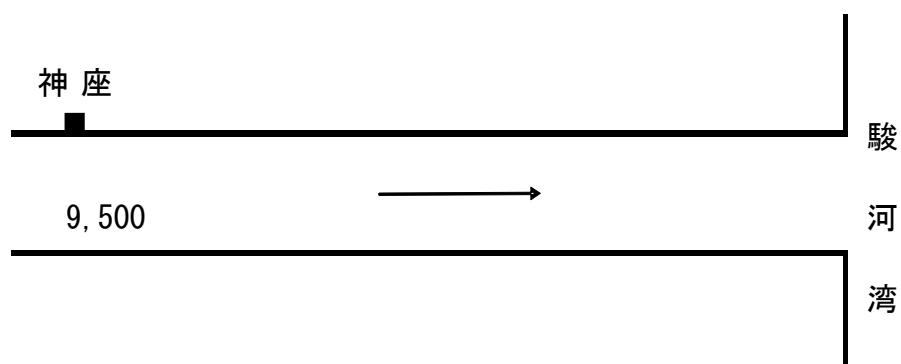
(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点	基本高水の ピーク流量 (m^3/s)	洪水調節 施設による 調節流量 (m^3/s)	河道への 配分流量 (m^3/s)
大井川	神座	11,500	2,000	9,500

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項

大井川計画高水流量図 (単位: m^3/s)



(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 T. P. (m)	川幅 (m)
大井川	神座	23.4	104.47	410

T. P. : 東京湾中等潮位

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するために必要な流量に関する事項

- ・ 神座地点: 動植物の保護等を考慮し、9月から12月の期間は概ね $11\text{m}^3/\text{s}$ 、1月から2月の期間は概ね $9\text{m}^3/\text{s}$ 、3月から8月の期間は概ね $10\text{m}^3/\text{s}$